

市民意見聴取に係る施策の概要

案件名： 児童相談所設置に伴う児童福祉施設及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の設定について
(副題) (尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の改正等について)
局課名： こども青少年局 子どもの育ち支援センター 児童相談所設置準備担当

施策の目的

○ 尼崎市では、児童虐待等の未然防止から措置等の緊急的対応、自立までの継続的な関わりを1つの自治体が実施することで、「子どもファーストな視点に立った予防から自立まで一貫した支援の実現」を目指し、令和8年4月1日、児童相談所の設置を予定しています。

○ 児童相談所の設置により、兵庫県から児童福祉施設※に係る権限が移譲されること及び児童を一時保護する施設（以下「一時保護所」という。）を設置することから、それらの施設の設備及び運営の基準を定める必要があります。そこで、「尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例」の改正及び「(仮称)尼崎市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定します。

※児童福祉施設（児童相談所の設置により権限が移譲されるもの）
 児童養護施設、乳児院、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター

現状・背景

○ 令和元年10月に子どもの育ち支援センター「いくしあ」を設置し、日々の暮らしの中で課題や困難を抱える子どもと子育て家庭に寄り添い、福祉・保健・教育が連携しながら、子どもの成長段階に応じた、切れ目のない総合的な支援を行ってきました。しかしながら、本市の児童虐待相談件数は年々増加傾向にあることを踏まえ、1つの自治体で児童相談所機能も担い、関係機関とも連携することで、より一貫した支援を実現することを目指し、児童相談所の設置準備を進めています。

【尼崎こども家庭センターにおける児童虐待相談件数の推移】 (単位：件)

	R1	R2	R3	R4	R5
児童虐待相談件数	847	897	1,035	871	1,068

課題

○ 児童福祉施設や一時保護所では、児童相談所や関係機関と相互に連携を図りながら、支援を必要とする子どもとその家庭に対し、効果的な支援を実施していく必要があります。

○ 児童福祉施設や一時保護所に入所等している子どもの安全・安心が守られるとともに、子どもの権利が十分に尊重され、保障される必要があります。

施策の策定にあたっての考え方

○ 児童福祉施設や一時保護所の基準の設定においては、子どもやその家庭に対して適切な支援を実施できるような基準であると同時に、安定的な運営を図るため過剰な義務付け等の追加は基本的には行わないこととし、国が定める基準を前提に条例案の作成を検討したいと考えています。

意見を聴取するポイント

○ 国の定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を前提に条例案の作成を検討していきますが、特に両基準の中で「参酌すべき基準」とされている基準について、広く市民の皆様のご意見を募ります。

市民意向調査 (ステップ2) の実施手法

○ 尼崎市のホームページ上での意見募集
 (実施時期：令和7年5月)

お問い合わせ先

こども青少年局 子どもの育ち支援センター 児童相談所設置準備担当
 〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺2丁目18番6号
 電話番号(TEL) 06-6423-7008
 ファクス(FAX) 06-6409-4297
 メールアドレス(Eメール) ama-jiso-setchijumbi@city.amagasaki.hyogo.jp